

当協会は、10月25日(木)、愛知労働局 労働基準部長の黒部 恭志 氏から、働き方改革関連法が平成31年4月1日以降順次施行されることに伴い、働き方の見直しに向けた取組を推進するため、同局長名の「企業の実情に応じた『働き方改革の推進』に向けた取組に関する要請書」を受領しました。

(要請書)

平成30年10月25日

公益社団法人愛知労働基準協会

会長 大野 智彦 殿

愛知労働局長 高崎 真一

企業の実情に応じた「働き方改革の推進」に向けた取組に関する要請書

日本が直面する少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という課題に対応するためには、労働者の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

今後、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するための「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」が7月6日に公布され、この中で、労働基準法の改正により「残業時間の上限規制」「年5日間の年次有給休暇の確実な取得」等が導入され、平成31年4月1日以降順次施行されることとなります。

しかしながら、愛知県内においては、人材確保の厳しさが増してきている状況にあり、人手不足が原因で労働時間の削減や年休の取得が進まないことも懸念されます。

このため、愛知労働局においては、働き方改革を進め魅力ある職場づくりをすることで企業の人材確保にもつながる特別プログラム「AICHI WISH」を展開して取組を支援しております。

働き方改革に取り組み魅力ある職場づくりを実現することは、労働者だけでなく人材を確保したい企業にとっても必要であり、これにより長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進につながるものと考えています。

厚生労働省としては、働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



黒部労働基準部長(右)

より要請書を受領